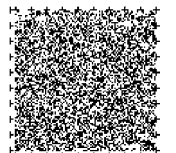




福岡県こども計画

全てのこどもが夢や希望を持ち
たくさんの笑顔で暮らせる福岡県



策定の趣旨

福岡県では、これまで「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」等のこどもに関する計画を個別に策定し、こども施策を推進してきました。

一方で、少子化の進展、いじめ・児童虐待・不登校などの増加、こどもの貧困の問題など、こどもを取り巻く状況は、ますます多様化し、相互に関連しあっています。また、大規模災害や感染症の発生、情報通信技術の急激な進展など、先を見通すことが難しい時代になってきています。

このような中、2023（令和5）年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国は、全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）づくりを目的に、従来の3つの個別大綱である「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」を「こども大綱」に一元化しました。

そこで、本県では、こどもに関する複合的な課題に対応し、総合的にこども施策を推進していくため、国の「こども大綱」を踏まえ、こどもに関する計画を一本化した「**福岡県こども計画**」を策定するものです。

基本的な考え方

- ◆ こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る
- ◆ こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ◆ こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ◆ 予測困難な時代をこどもが生き抜く力を育成する
- ◆ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする
- ◆ 若い世代が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望がかなえられるよう生活の基盤の安定を図るとともに、子育てをみんなで支える社会づくりに取り組む

期間

2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。



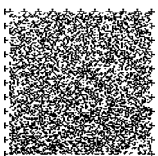
check!

こどもまんなか社会について



こども大綱において、「こどもまんなか社会」は、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会とされています。

こどもまんなか社会を実現するためには、こどもの今とこれからのにとって最もよいことは何かを常にこどもの視点に立って考え、社会全体で支えていくことが求められます。



推進体制

◆ 県の推進体制

本計画の推進のためには、福祉・労働、保健・医療、教育、商工、建築、警察等幅広い関係部局による多方面にわたる取組が必要です。このため、知事を本部長とする全庁横断的な「**推進本部**」の下、関係部局間の連携を図り、効果的に施策を推進します。

◆ 審議会の設置

本計画を推進するためには、行政はもとより、幅広い関係団体・関係者による取組が必要です。行政、事業主、子育て支援団体、保健・医療・福祉、教育、労働等の幅広い関係者や学識経験者等で構成する「**福岡県子ども審議会**」を設置し、計画を推進します。

◆ 市町村との連携

本計画で推進することも施策の中には、市町村が実施主体となるものも多くあることから、県と市町村で連携して子ども施策が円滑に推進されるよう、必要な支援や働きかけを行います。

位置づけ

◆ 本計画は、子ども基本法第10条第1項に基づく「都道府県子ども計画」として策定します。また、県子ども計画は、子ども施策に関係する以下の計画と一体的に策定します。

- ・福岡県青少年健全育成条例第8条第1項に基づく青少年健全育成総合計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県子ども・若者計画
- ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第1項に基づく都道府県計画
- ・次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画
- ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- ・国の社会的養育推進計画策定要領に基づく都道府県社会的養育推進計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定する自立促進計画
- ・国の成育医療等基本方針に基づく計画

◆ 本計画は、県政推進の指針である福岡県総合計画と整合性を図りつつ実施していきます。

対象とする「子ども」の範囲

本計画における「子ども」とは、子ども基本法第2条第1項に規定された定義に合わせ、「**心身の発達の過程にある者**」とします。

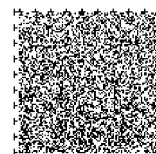
✓ check!

「子ども」の発達の段階について



本計画では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、「子ども」の状況や発達段階に応じて支えていくこととしています。発達の段階については、以下のよう

- (1) 乳幼児期：義務教育年齢に達するまでの者
- (2) 学童期：小学生年代
- (3) 思春期：中学生年代から概ね18歳までの者
- (4) 青年期：概ね18歳から30歳未満の者。施策によってはポスト青年期の者も対象



全てのこどもが 夢や希望を持ち

こどもの生命と権利を守り、こどもが心身の状況や置かれている支援を通じて、今とこれからは、夢や希望を持ち笑顔で暮らせる

計 画 の 基 本 方 向

I 全てのこどもが持つ権利の保障

こどもを権利の主体として社会全体で認識し、こどもが、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を確保され、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう支援するとともに、社会の理解促進に取り組むことによってこどもが持つ権利を保障します。

取組事項

こどもが権利の主体であること
の社会全体での理解促進

こどもの意見表明とその尊重



II 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

こどもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、その健やかな成長を社会全体で切れ目なく支えます。

一人一人が自分の可能性に気づいて、その能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながらはばたくことができるよう、こどもが失敗を恐れず夢に向かって果敢にチャレンジすることを応援します。

取組事項

妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保

幼児教育・保育の充実

こどもの生きる力の育成

こどもの成長を支える環境の整備

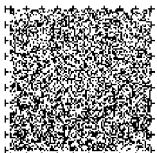
グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援

こどもの新たなチャレンジの応援

こどもの社会的自立を支える取組の推進

多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

居場所づくりの推進



たくさんの笑顔で暮らせる 福岡県

環境等にかかわらず、個々の状況や支援ニーズに応じたきめ細かなことを目指します。

(4 つ の 柱)

Ⅲ きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

全ての子どもが幸せな状態で成長できるよう、困難な状況におかれている子どもを、個々の状況や支援ニーズに応じてきめ細かく支援します。

取組事項

児童虐待の予防・防止

社会的養護の充実

貧困の状況にある子どもへの支援

ひとり親家庭への支援

障がいのある子どもへの支援

不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進

ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人の子ども等への支援



Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援

若い世代が結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、地域社会全体で結婚応援を推進します。

家庭や地域、職場において、子育てへの理解が深められるとともに、安心して、また、喜びを持って子どもを産み育てることができるよう、子育てをみんなで支える社会づくりを進めます。

取組事項

次代の親の育成

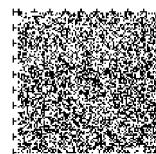
若い世代の生活の基盤の安定への支援

出会い・結婚応援の推進

子育て世帯の経済的負担の軽減

男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

地域、家庭で子どもを育む環境づくり



柱Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障

項目1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進



主な
施策

- ◆ こどもが権利の主体であることの県民の理解促進（こどもの権利について学ぶ取組の推進、県民・事業者によるこどもまんなかの取組の推進）

項目2 こどもの意見表明とその尊重

主な
施策

- ◆ こども施策に対するこどもの意見表明の機会の確保
- ◆ 施設入所等のこどもの権利擁護



✓ check!

福岡県こどもまんなかポータルサイトについて

福岡県では、こどもまんなか社会づくりを推進するため「福岡県こどもまんなかポータルサイト」を作成しました。

本サイトでは、こどもの権利について楽しく学べるクイズや、こども・保護者等が県のこども施策に対する意見を投稿できる機能、県民のみなさんのこどもまんなかの取組紹介など、県民みんなでこどもまんなか社会づくりを進めるためのコンテンツを用意しています。

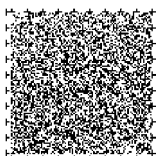
トップページ（イメージ）



<https://kodomomannaka.pref.fukuoka.lg.jp>

福岡県こどもまんなかポータルサイト

検索



柱Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

項目1 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保

- ① 妊娠前からの出産に向けた支援
- ② 妊産婦等への保健医療施策の充実
- ③ 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実
- ④ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援



主な施策

- ◆ プレコンセプションケアの推進、不妊・不育治療費への助成
- ◆ 周産期医療体制の充実、産後ケア事業の利用促進、産婦健康診査の実施拡大、ハイリスク妊産婦等への支援
- ◆ 新生児マススクリーニング検査、小児医療に関する相談体制の充実、小児在宅医療の推進
- ◆ 小児・A Y A世代のがん患者等の在宅療養の支援、小児慢性特定疾病児童等の介護者のレスパイト支援

項目2 幼児教育・保育の充実

- ① 幼児教育・保育の環境整備
- ② 幼児教育・保育の質の向上



主な施策

- ◆ 保育士の確保に向けた支援（保育士の魅力発信の取組強化、配置改善に係る保育士確保）
- ◆ 待機児童の解消、障がい児保育等の受入体制整備、病児保育の無償化、延長保育や休日・夜間保育の支援
- ◆ 幼児教育・保育従事者の専門性の向上

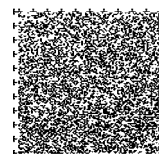
項目3 こどもの生きる力の育成

- ① 学力の向上
- ② 豊かな心の醸成
- ③ 人権意識の醸成
- ④ 健やかな体の育成
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 教育環境の整備・充実



主な施策

- ◆ ふくおか学力アップ推進事業、高校教育におけるDX推進
- ◆ 県立社会教育施設の機能充実、読書好きを育む環境づくり、文化芸術の鑑賞・体験機会の提供
- ◆ 人権教育・人権啓発の推進
- ◆ ワンヘルス教育の推進、歯の健康づくり、こどもの体力向上、健康教育の推進
- ◆ 学校における食育・家庭と連携した食育の推進、地産地消の推進
- ◆ 部活動改革の推進、学校におけるICT環境の整備、専門学科及び特色ある学科・コースの充実



項目4 こどもの成長を支える環境の整備

- ① インターネット適正利用の推進
- ② 犯罪被害・性暴力等から子どもを守る環境整備
- ③ 安心して外出できる環境づくり
- ④ 非行の防止と自立支援



主な
施策

- ◆ インターネットの適正利用の推進、情報モラル教育の充実
- ◆ ながら防犯活動の推進、性暴力・デートDV防止対策の推進、SNSに起因する犯罪被害防止
- ◆ 学校における防災意識の啓発、交通安全対策の推進（自転車安全利用の教育、通学路の歩道整備）、飲酒運転撲滅対策
- ◆ 薬物乱用防止対策の推進、非行少年等の立ち直りへの支援

項目5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援

- ① 世界にはばたくこどもの応援
- ② 異文化理解力と外国語能力の向上



主な
施策

- ◆ グローバル社会で活躍する人財の育成（国際協力人財の育成）、海外留学の促進
- ◆ 英語力の育成、国際交流活動・異文化体験の推進

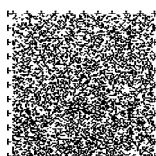
項目6 こどもの新たなチャレンジの応援

- ① 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援
- ② 次世代のリーダーとなるこどもの応援
- ③ 次世代の競技者や芸術家の支援
- ④ 様々な分野で担い手となるこどもの応援



主な
施策

- ◆ 学ぶ意欲やチャレンジ精神の育成教育（鍛ほめ福岡メソッド）、社会問題解決に向けた高校生のチャレンジ支援、次世代の科学技術を担う人材育成
- ◆ 次世代のリーダーの育成（未来の地域リーダー育成プログラム、日本の次世代リーダー養成塾）
- ◆ スポーツ・パラスポーツのタレント発掘・育成、アスリートへの支援、若手芸術家支援
- ◆ 様々な分野の人材の育成（ものづくり、農林漁業、建設業、看護、介護、IT）



項目7 こどもの社会的自立を支える取組の推進

- ① キャリア教育の推進
- ② 就労支援の充実
- ③ 高等教育の就学支援、高等教育の充実
- ④ 進路等相談体制の充実



主な施策

- ◆ インターンシップによる職業観の育成（高校生・大学生）、専門高校生の実践力向上（ものづくりコンテストの実施、資格取得支援）
- ◆ 高校生の進路指導の充実、若者の個々の状況に応じたきめ細かな就労支援、農林漁業への参入・定着の促進
- ◆ 高等教育の修学支援（県立三大学授業料の減免）、県立三大学の特色ある人づくり
- ◆ 相談窓口（いじめ、不登校、ひきこもり、進学、就労、性と健康）の充実

項目8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

- ① 遊びや体験活動の推進
- ② 社会参画の推進
- ③ こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進



主な施策

- ◆ 市町村、団体、企業等の多様な主体が連携し体験活動を推進（未来子どもチャレンジ応援プロジェクト）
- ◆ ボランティア活動の支援、地域の環境活動の促進、若年層向けの選挙啓発
- ◆ 男女共同参画教育の推進、女性が少ない分野への進学・就業意欲の喚起

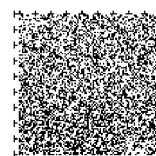
項目9 居場所づくりの推進

- ① 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり
- ② 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり



主な施策

- ◆ こども食堂への支援、学校・地域が協働した放課後における学習支援・体験活動の実施
- ◆ 課題を抱えるこどもの居場所づくり、放課後児童クラブの整備・質の向上



項目1 児童虐待の予防・防止

- ① 児童相談所の相談体制の強化
- ② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
- ③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施



主な
施策

- ◆ 児童相談所の職員体制の充実、第三者評価による児童相談所の質の向上
- ◆ 要対協を通じた市町村や関係機関との連携の推進、児童家庭支援センターによる市町村への専門的支援の強化
- ◆ 親子関係の改善に向けた支援の推進、市町村「こども家庭センター」の機能強化、養育に課題を抱える妊産婦等への支援

項目2 社会的養護の充実

- ① こどもの権利擁護の強化
- ② 家庭と同様の環境における養育の推進
- ③ こどもの自立支援の推進



主な
施策

- ◆ 施設入所等のこどもの意見表明支援、こどもの権利擁護機関の設置、特別養子縁組制度の普及啓発
- ◆ 里親・ファミリーホームによる家庭と同様の養育環境の確保、施設の小規模化・地域分散化の推進
- ◆ 進学・就職支援、入所中から退所後までの相談支援、退所後の居場所づくり

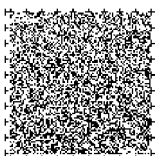
項目3 貧困の状況にあるこどもへの支援

- ① こどもの教育に関する支援
- ② こどもの生活の安定のための支援
- ③ 保護者の就労支援
- ④ 経済的支援



主な
施策

- ◆ 教育費の負担軽減、奨学金の貸与、生活困窮世帯のこどもへの学習・生活支援
- ◆ 生活困窮世帯への家計改善・自立支援、フードバンク活動の普及・啓発
- ◆ 生活困窮者の状況に応じた段階的な就労支援
- ◆ 児童手当・児童扶養手当の支給、生活困窮世帯への生活福祉資金の貸付



項目4 ひとり親家庭への支援

- ① 生活と子育ての支援
- ② 就業支援
- ③ 養育費の確保支援
- ④ 経済的支援



主な施策

- ◆ SNSを活用した情報提供・相談体制の強化、家事や保育等の支援の推進
- ◆ 「ひとり親サポートセンター」による就業支援、就職に資する資格取得の促進
- ◆ 弁護士による無料法律相談、養育費確保に向けた広報・啓発
- ◆ 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費の支給

項目5 障がいのあるこどもへの支援

- ① 障がいのあるこどもの育成
- ② 特別支援教育推進体制の整備



主な施策

- ◆ 医療的ケア児・発達障がい児支援、障がいのある人の就労支援
- ◆ 特別支援学校生徒の希望進路の実現に向けた支援、高等学校インクルーシブ教育システムの構築

項目6 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進

- ① 不登校等に対する取組の推進
- ② いじめの防止
- ③ ひきこもりに対する取組の推進
- ④ 自殺対策



主な施策

- ◆ 学びの多様化の推進（通信制教育の充実、学びの多様化学校の設置）、小学校段階での不登校対策の充実
- ◆ 「福岡県いじめレスキューセンター」によるいじめ解消支援、警察OBによる学校への巡回相談支援、学校と専門家・相談機関との連携
- ◆ 「ひきこもり地域支援センター」による相談支援、メタバースを活用した長期無業者の若者への就労支援
- ◆ 孤独・孤立防止対策の推進（メタバースを活用した居場所づくり）、相談体制充実（24時間365日対応の電話・SNS相談）

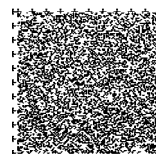
項目7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援

- ① ヤングケアラーへの支援
- ② 性的マイノリティのこどもへの支援
- ③ 外国人のこども等への支援



主な施策

- ◆ ヤングケアラー家庭への訪問家事支援の推進、市町村における支援体制構築への支援
- ◆ 性の多様性に関する理解促進に向けた啓発、パートナーシップ宣誓制度
- ◆ 「FUKUOKA IS OPEN センター」による外国人子育て家庭の相談対応、保育所での多言語対応体制の整備



項目1 次代の親の育成



主な
施策

- ◆ ライフプラン教育の推進、若い世代を対象とした乳幼児触れ合い体験の推進、プレコンセプションケアの推進（再）

項目2 若い世代の生活の基盤の安定への支援

- ① こどもの教育に関する支援
- ② こどもの生活の安定のための支援
- ③ 保護者の就労支援
- ④ 経済的支援



主な
施策

- ◆ 若者就職支援センターによる個々の状況に応じたきめ細かな就職支援、高等技術専門校による職業訓練・就職支援
- ◆ 価格転嫁の理解促進を図る啓発、中小企業の価格転嫁の取組への支援、リスキリングへの支援

項目3 出会い・結婚応援の推進



主な
施策

- ◆ 「出会い応援団体」による結婚応援気運の醸成、出会いの機会の提供（AIマッチングによるカップル成立率の向上）

✓ check! 福岡県にここに家族づくりポータルサイトについて

福岡県では、結婚、妊娠・出産、子育てに関する切れ目ない支援を行うために、総合情報ポータルサイトを開設し、ライフステージに応じた様々な支援策などの情報を発信しています。



にこぽ

検索

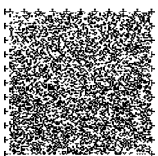
○ 結婚応援

結婚へ向けて「一歩前に」のお手伝いをするために、出会いイベントをはじめ、婚活講座・セミナー情報や今すぐ使えるデートスポットなど、みんなが気になる情報を掲載しています。



○ 子育て応援

出産・子育てをサポート・応援するために、子育てに関する施設や制度など、子育てライフに役立つ情報を掲載しています。



項目4 子育て世帯の経済的負担の軽減

- ① 全ての子育て家庭への経済的負担の軽減
- ② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援



主な施策

- ◆ 不妊・不育治療費への助成(再)、産後ケア事業利用促進(再)、病児保育の無償化(再)、子ども医療費・児童手当の支給
- ◆ 小児慢性特定疾患・障がい児・ひとり親家庭の医療費の負担軽減、家計急変世帯のこどもの授業料減免

項目5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

- ① 働きながら子育てできる環境づくり
- ② 職場・家庭における男女共同参画の推進



主な施策

- ◆ 「子育て応援宣言企業」の登録推進、男性の育児休業の取得促進、ママと女性の就業支援センターによる就職支援、育児中の柔軟な働き方導入支援
- ◆ 共家事・子育ての推進、女性の人材育成や女性が活躍できる職場づくりの推進

項目6 地域、家庭でこどもを育む環境づくり

- ① 地域全体でこどもを育てる取組の促進
- ② 家庭教育支援の充実
- ③ 子育てしやすい住環境づくり



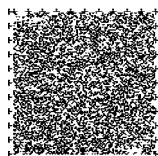
主な施策

- ◆ 社会全体での子育て応援気運の醸成（「子育て応援の店」の推進、家族月間の啓発）、ふくおか子育てマイスターの活動促進
- ◆ 適切な家庭教育に向けた保護者等への支援（基本的生活習慣の習得・定着支援、子育てに関する知識の普及啓発）
- ◆ 子育てに適した住宅の確保・取得への支援（県営住宅の新婚・子育て世帯の優先入居、既存住宅の取得支援）、住宅のバリアフリー化の促進

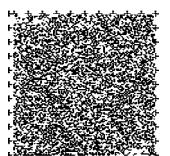


数 値 目 標

番号	数値目標名	当初値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	単位
1	「こどもまんなか社会の実現に向かって」と思う人の割合	15.7 ※国調査数値	70.0以上	%
2	妊産婦死亡率 ※出産10万件当たりの妊産婦死亡者数	5.4 (R4年)	0	—
3	産婦健康診査を実施する市町村数	17	60	市町村
4	保育所待機児童数	57 (R6年度)	0	人
5	病児保育施設の利用定員数	547 (R6年度)	667	人
6	保育士不足の施設数	73 (R6年度)	0	施設
7	幼稚園・保育所・認定こども園と合同で研修会を実施した小学校の割合	69.8	100.0	%
8	「授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたか」について、肯定的な回答をしている児童の構成割合 [公立小学校]	56.6	70.0	%
9	「授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表していたか」について、肯定的な回答をしている生徒の構成割合 [公立中学校]	49.7	70.0	%
10	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたか」について、肯定的な回答をしている児童の構成割合 [公立小学校]	75.9	85.0	%
11	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたか」について、肯定的な回答をしている生徒の構成割合 [公立中学校]	77.9	85.0	%
12	県立社会教育施設の利用団体数	1,562 (R3~5年度平均)	2,100	団体
13	高等学校におけるワンヘルス教育の実施率	62.5	100.0	%
14	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力中・上位層の割合が全国の割合を上回る区分数(教育事務所、小・中学校、男女別)	19	全24	区分
15	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合 [公立小学校]	91.4 (R6年度)	95.7	%
16	災害時の児童生徒の引渡し手順・ルール策定率 [公立小中学校]	80.3	100.0	%
17	非行者率 ※10~19歳までの人口1,000人当たりに刑法犯少年が占める割合	3.1	2.4	人
18	再犯者数 ※14歳以上の刑法犯少年における再犯者の数	269	220	人
19	中学校卒業段階でCEFR A1レベル相当(英検3級程度)以上を達成した生徒の割合 [公立中学校]	54.8	65.0	%
20	県立高等学校卒業段階でCEFR A2レベル相当(英検準2級程度)以上を達成した生徒の割合 [県立高等学校]	50.9	62.0	%
21	国際理解教室への参加者数	9,028	13,500	人
22	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」について、肯定的な回答をしている児童の構成割合 [公立小学校]	76.1	85.0	%
23	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」について、肯定的な回答をしている生徒の構成割合 [公立中学校]	66.4	85.0	%
24	「科学の甲子園」全国大会における総合成績順位	10位	4位以内 (毎年度)	順位
25	地域リーダー育成事業参加生徒のうちプログラムを通じて成長した生徒の割合	81.3	100.0	%
26	国民スポーツ大会における男女総合成績順位	13位 (R6年度)	8位以内 (毎年度)	順位
27	キャリア体験活動への参加率	98.3	100.0	%
28	公立高等学校卒業生の就職決定率	98.9	100.0	%
29	未来子どもチャレンジ応援事業者による体験活動を実施した圏域の数	0	全15	圏域
30	児童育成支援拠点事業を実施する市町村数	7 (R6年度)	60	市町村
31	放課後児童クラブ待機児童数	473 (R6年)	0	人
32	親子のきずな再生事業による親子関係改善率	78.6	85.6	%
33	県児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数(政令市除く)	7	14	件
34	要保護児童の里親等への委託率(政令市を除く)(3歳未満)	31.5	75.0	%
35	要保護児童の里親等への委託率(政令市を除く)(就学前)	30.6	75.0	%
36	要保護児童の里親等への委託率(政令市を除く)(就学期以降)	28.8	50.0	%



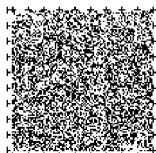
番号	数値目標名	当初値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	単位
37	地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアへ入所しているこどもの割合（政令市を除く）	22.4	49.0	%
38	児童養護施設等のこどもの高等学校等進学率	97.0 (R6年度)	98.1	%
39	児童養護施設等のこどもの大学等進学率	46.5 (R6年度)	80.3	%
40	こどもの貧困対策推進計画の策定市町村数	31	60	市町村
41	生活保護世帯の属するこどもの高等学校等進学率	90.1	98.1	%
42	生活保護世帯の属するこどもの高等学校等中退率	5.0	1.2	%
43	生活保護世帯の属するこどもの大学等進学率	34.7	80.3	%
44	生活困窮者就労準備支援事業利用者のうち就労支援または就労に結び付いた割合	89.3	100.0	%
45	ひとり親サポートセンターにおける自立支援プログラムの策定数	103	450	件
46	ひとり親家庭のうち、養育費を受領している割合（母子家庭）	32.0 (R3年)	40.2 (R8年)	%
47	福岡障害者職業能力開発校の就職率	87.7	90.0	%
48	民間教育訓練機関等に委託して行う障がい者委託訓練の就職率	54.5 (R4年度)	60.0	%
49	個別の教育支援計画等による学校間の引継ぎの実施割合 〔公立学校（園）〕	89.9	100.0	%
50	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合 〔公立小中学校〕	39.4	33.0	%
51	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒の割合 〔県立高等学校〕	54.3	49.0	%
52	いじめの認知件数のうち当該年度内に解消した件数の割合〔公立小中学校〕	小：93.7 中：95.2	100.0	%
53	いじめの認知件数のうち当該年度内に解消した件数の割合〔県立高等学校〕	89.1	100.0	%
54	県が相談を受けたいじめの件数のうち解消した件数の割合〔私立小中学校〕	75.0	100.0	%
55	県が相談を受けたいじめの件数のうち解消した件数の割合〔私立高等学校〕	75.0	100.0	%
56	30歳未満の自殺者数	153	122以下	人
57	子育て世帯訪問支援事業の実施市町村数	36 (R6年度)	60	市町村
58	合計特殊出生率	1.26 (R5年)	上昇	—
59	「理想のこどもの数」と「実際に持つつもりの子どもの数」	理想：2.34 実際：1.96 差：0.38 (R5年)	数の増加 差の縮小	人
60	平均初婚年齢	夫：30.8 妻：29.7 (R5年)	上昇の抑制	歳
61	自らのライフプランをセミナー受講前より具体的に描けるようになった割合	81.0	100.0	%
62	若者就職支援センター就職率	76.7	80.0	%
63	若者就職支援センター就職者の正規雇用率	91.3	93.0	%
64	高等技術専門校の就職率	88.2	95.0	%
65	民間教育訓練機関等に委託して行う委託訓練の就職率	80.9 (R4年度)	85.0	%
66	「出会い応援団体」登録数	2,650	4,250	団体
67	出会い応援イベント参加者数	7,307	10,000	人
68	出会い応援イベントにおけるカップル成立率	42.1	45.0	%
69	男性の育児休業取得率	54.6	85.0	%
70	ママと女性の就業支援センターによる就職者数（累計）	—	5,000	人
71	子育て応援パスポート登録者数	92,326	157,000	人
72	ふくおか子育てマイスターの活動実績	831	1,050	人
73	基本的な生活習慣習得事業の実施市町村数	21	60	市町村
74	県営住宅の新婚・子育て世帯優先戸数（累計）	—	900	戸





福岡県子ども計画(概要版)

発行日／令和7年3月
編集／福岡県福祉労働部子ども未来課
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
TEL 092-643-3013 FAX 092-643-3765
E-mail kodomomirai@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県行政資料

分類記号	所属コード
HB	4600119
登録年度	登録番号
6	0002